

資料1 提出書類について

1 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請（認定こども園・保育所申込）書

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請（保育所申込）書は、町が行う保育の必要性の認定（1ページの「2 保育の必要性の認定」を参照）及び認定こども園、保育所申込みに必要な書類になりますので、記入例を参考に記入の上、必ず提出してください。

2 保護者の「保育を必要とする理由」を証明するための書類

保育を必要とする理由	提出書類
（1）就労 ※保護者全員が月 48時間以上 、日常の家事以外の仕事をしている場合は、それぞれの勤務先の証明書が必要となります。	○就労証明書 ※就労証明書は必ず勤務先等に提出し、証明を受けてください。 なお、必要に応じて勤務先に就労実態等について確認をさせていただく場合があります。 ※「就労証明書」の雇用期間は、 令和7年度の就労に対して証明 していただきます。事前の就労証明が発行不可の場合は、別紙1の療養等申告書で「5 仕事を探しているまたは探す」として提出してください。 ※一世帯から複数申し込みする方で、勤務先の規定等により就労証明を複数枚取得することができない場合は、 <u>年齢が一番下の児童の封筒に保護者全員の就労証明書を封入してください。</u>
（2）妊娠・出産 ※認定期日は、出産日を含む月から3か月後の末日まで。	○母子健康手帳の写し（表紙等、保護者氏名の記載があるもの） ○療養等申告書（別紙1）
（3）疾病・障がい	○医師の診断書（疾病）、身体障害者手帳の写し（障がい） ※家庭での保育が困難であるという文言が明記されているもの。 ○療養等申告書（別紙1）
（4）介護・看護	○医師の診断書（介護・看護の必要がある方のもの） ※家庭での保育が困難であるという文言が明記されているもの。 ○療養等申告書（別紙1）
（5）求職活動 ※認定期日は入所後1か月後の月末まで。	○ハローワークカードの写し ○療養等申告書（別紙1） ※遅くとも令和7年4月末日までに就労先での「就労証明書」を提出してください。 <u>提出がない場合（就労先が決定していない場合）は退所となります。</u>
（6）就学	○在学証明書 ○時間割等、週または月の就学時間がわかる書類

3 保育施設入所希望調査票（別紙2）

新規・継続児童すべての方に提出をしていただきます。なお、きょうだい同時申込みの方は様式中の2～3番を、育児休業取得中の方は、4～6番を併せてご記入ください。

4 児童生活調査票（別紙3）

児童生活調査票は、児童を保育する上での参考にしますので、家庭状況・児童の状況等を詳しく記入し、入所申込書と一緒に必ず提出してください。

児童生活調査票は1歳児以下と2歳児以上で様式が異なりますのでご注意ください。

5 個人番号（マイナンバー）届出書（保育施設入所用）

今までに個人番号（マイナンバー）届出書を提出したことがない児童のみ、用紙に記載している確認書類の写しと共に提出してください。

一世帯から複数申し込みされる場合は、各児童ごとに申込書等を作成し、提出してください。
--